

**平成26年度  
共済事業に関する懇談会における「  
意見・ご要望等**

平成27年1月号の組合公報「石鎚  
(Vol.282)」でお知らせしま  
した「平成26年度共済事業に関する  
懇談会」につきまして、紙面の都合で  
ご紹介できなかった皆さまからの「ご  
意見・ご要望及び共済組合からの回答  
を掲載しますので、あわせてご覧くだ  
さい。」

**総則事項**

**Q 新規資格取得者向けに共済組合  
で行っている補助事業等の一覧表  
の配布はできませんか。**

A 共済組合では、新規の組合員資  
格取得者に対し、「私たちの共済  
組合・互助会」という冊子をお配  
りしています。また、「共済だよ  
り石鎚4月号」においても福祉事  
業のPR記事を掲載するなど、機  
会を捉えて事業の周知を心がけ  
ているところです。

ご意見の「補助事業等の一覧表  
の配布」については、今後、標準  
報酬制などの制度内容の変更を周  
知していく必要もありますので、  
全組合員に対する共済事業の周知

方法を考えていく中で「私たちの  
共済組合・互助会」や「共済だよ  
り石鎚」の配布、そしてホームペ  
ージの活用などを含めて検討した  
いと考えています。

**Q 組合員証に首都圏の公共機関で  
使用できる各交通系ICカードの  
機能をつけてもらいたい。(出張  
はもとより、私事旅行に家族で使  
えて便利であるため。また、各交  
通系ICカードの相互利用が実施  
されているので、各11社いずれか  
のICカードでも可能と思われ  
る。)**

**※参考「交通系ICカードの相互利  
用サービスを実施することに同意  
しました」**

A 共済組合の組合員証は施行規程  
で定められていますので、ICカ  
ードや電子マネーと一緒にするこ  
とはできないと考えています。

また、資格喪失した場合や被扶  
養者でなくなった場合、所属所異  
動や氏名が変更された場合などは、  
組合員証を返していただくことに  
なります。その際、保証料やIC  
カードに残っている電子マネーの  
問題もあります。仮に将来、IC  
カード化になるとしても、組合員  
資格や健康保険に関する情報を記  
録するものになると思いますので、

電子マネー的な形の利用は難しい  
と考えます。

**短期給付関係**

**Q 組合員の掛金率が年々上昇して  
いるため、負担感が増している。  
医療費の増加、高齢者医療制度に  
係る拠出金など国の制度であり仕  
方がないと思うが、この率の上昇  
の歯止め対策を何か考えられてい  
るかお伺いします。**

A 組合員一人当たりの医療費の伸  
びは、本人、家族ともほぼ横ばい  
の状態ですが、前期高齢者納付金  
後期高齢者支援金など高齢者医  
療に係る拠出金が年々増加して  
います。

特に前期高齢者納付金の額が増  
えており、平成26年度予算ベース  
では35億円の拠出額となっております。  
この納付金は各保険者にお  
ける前期高齢者(65歳から74歳)  
の加入率と前期高齢者の医療費  
を基に算出し、加入率の低い保険  
者から高い保険者(国保)に配分  
される財政調整の仕組みがとら  
れています。

本組合の場合、前期高齢者の加  
入者数が約450人、加入率は全  
国平均の10分の1ほどですが、こ  
の前期高齢者の方の医療費を基

に算出した納付金を拠出してい  
ます。

前期高齢者の一人当たりの医療  
費は、本組合の場合、人工透析等  
による医療費の高額な方が多い  
ことから、全国の市町村共済組合  
の中では特に高くなっており、こ  
の医療費を全国平均まで引き下  
げることが、今後、財源率上昇の  
歯止めになるのではないかと考  
えています。そのためにも、現在、  
実施している特定健康診査で、特  
に血糖値の数値等が高い方には、  
生活習慣病である糖尿病の重症  
化を防ぐために、積極的に特定保  
健指導等により生活習慣の改善  
を働きかけることが必要である  
と思います。

また、前期高齢者医療制度につ  
いては、国庫負担が投入されてい  
ないことから、今年2月の組合会  
において、前期高齢者医療制度に  
対する国庫負担の投入など医療  
保険制度の改善等に関する決議  
を行い、全国連合会を通じて、厚  
生労働省など関係機関への要望  
を行ったところです。

**Q 災害見舞金は、県外に別居する  
家族の被災分も給付対象となりま  
すか。**

A 組合員とその被扶養者が別居し

ている場合には、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居及び家財の一部として取り扱われます。

**Q 医療費の一部負担金払戻金など附加給付について、請求手続は必要ですか。**

**A** 医療機関で保険診療を受けられた場合、医療機関から2か月遅れで診療報酬明細書（レセプト）により本組合に医療費の請求があります。本組合において資格審査等を行ったうえ、レセプトの請求内容に問題がなければ、自己負担額が1件につき2万5千円（上位所得者は4万1千円）を超える場合、超える額を一部負担金払戻金又は家族療養費附加金として届出口座に送金することになります。なお、これにかかる請求手続は必要ありません。

### 年金関係

**Q 実際のところ、いつどのぐらいの年金を受給できるのか教えていただきたい。また、昔から言われている恩給と今の年金の違いについて教えていただきたい。**

**A** 地共済ホームページにアクセスし登録しておけば、いつでも見込額等が分かるのでご利用を

お願いします。より正確な年金額が知りたい時は共済組合へ試算願いを提出いただければ後日試算書を本人へ送付しています。

恩給と年金は同じ様なものですが、恩給は国からの報奨的な性格を持ち軍人恩給・文官の普通恩給・扶助料の事を指すもので、掛金を掛けていないか、又は、僅かしか掛金を掛けずにもらっているものと理解してください。

その流れを引き継いで、昭和61年3月以前受給権発生者の旧共済年金は、退職前1年間の給料を基に年金額を決定していたため年金額も高額になっています。

昭和61年4月以降受給権発生者の共済年金からは、就職してから退職するまでの給料を基に計算する平均給料月額、平成15年4月からは賞与を含めた平均給与月額で計算することになっています。そのため、昭和61年4月をピークに年金額は徐々に低くなっています。

**Q 地共済年金情報ウェブサイト利用申込み及び閲覧において、本人の確認及び閲覧回数について教えてください。**

**A** 毎月、共済組合は、全国連合会

へ組合員情報を伝送しており、その中に、組合員の氏名・性別・生年月日・基礎年金番号・住所・基本給等が含まれています。

組合員が利用申込みするとき、氏名・性別・生年月日・基礎年金番号・住所を登録することになっており、全国連合会がその登録された内容と全国連合会へ伝送されている情報を確認し、一致すれば改めてご本人に連絡することはありません。本人に連絡する事例は、住所変更の届出が共済組合にされていない場合などになります。

また、閲覧回数の制限はありませんが、2年間利用がない場合、ユーザーID・パスワードは自動的に失効しますので、注意する必要があります。

※ 現行の「地共済年金情報ウェブサイト」は、平成27年3月31日をもって一旦終了し、リニューアルされます。

詳しくは、共済だより石鎚第282号（平成27年1月発行）をご覧ください。

### 保健事業関係

**Q 人間ドックの助成額を引き上げることができないか。自己負担額がもう少し減れば、より受診しやすくなり、全体の受診率向上にもつながると思われませんか。**

**A** 本年度、24,000円から27,000円に助成額の引上げを行いました。組合員数の減少や給料の伸びが見込めない状況下、限られた財源の中で、人間ドックを長期的に安定した事業として継続するには、さらなる助成額の引上げは難しいと考えています。

**Q 人間ドックの自己負担が増えているので、掛金率を引き上げるなど財源を確保したうえで、助成額の増額をお願いしたい。**

**A** 保健事業の財源率については、総務省の指導により引き上げることは難しい状況にあります。

なお、人間ドックに係る事業費用は、保健事業全体の80%から85%を占める状況となっています。限られた財源の中で、人間ドックを利用できない30歳未満の方にもそれに代わる事業また財源が必要となりますのでご理解をお願いします。

Q 人間ドックの性別・年齢階層別の利用状況について、組合公報「石鎚」等で組合員に周知すれば、人間ドックの利用者は増えるのではないかと検討します。

Q がん検診等補助のミニドックに緑内障の検査項目を加える予定はないでしょうか。

A 緑内障の診断は眼圧検査によることとなりますが、眼の疾患という点もあり、全国の市町村共済組合において、眼圧検査を補助対象としている組合は殆どなく、今のところは予定していません。

Q インフルエンザ予防接種補助で子供については2回接種する場合があるため、子供だけでも2回補助が受けられるよう検討していただきたい。

A 平成25年度は、8,408件の請求実績があり、医療費抑制効果も期待できます。他の懇談会では補助金額の引上げのご意見もいただいていますので、財政面等を踏まえ、組合会議員の皆様の意見を伺いしながら検討したいと思っております。

Q インフルエンザ予防接種の補助額を増やせないのであれば、予防接種料金が安いところを紹介してもらえれば接種率も上がってくると思う。共済組合で医師会と相談して適当な予防接種機関を紹介することや集団予防接種を受けられるようにするなど検討していただきたい。

A 接種率を上げるために何ができるのか検討したいと思っております。

Q 以前、配付があった冊子「共済旅の友」の改訂版の発行を検討していただきたい。

A 冊子「共済旅の友」については、福祉施設利用助成の対象施設の紹介を兼ね、共済組合設立30周年事業の一環として20年ほど前に発行いたしました。その後、公共の宿泊施設への公的資金の投入問題が指摘されることとなり、公共の宿泊施設の廃業等が続きましてことから、新たな発行はしていません。

現在は、本組合のホームページに福祉施設利用助成（助成金1,000円）の対象施設の一覧表を掲載しておりますので、当該施設の利用、申し込みに当たってはそちらをご覧くださいだけだと思います。

### 貯金事業関係

Q 共済貯金について、現在も1・0%の設定してもらいありがたいと思えます。今後も景気向上に伴い利率を上げていただきたい。

A 現在、共済貯金の利率は年利1%、銀行の1年定期預金の利率が0・025%ですので、その1年定期の40倍の高利率となっております。

最近の運用状況としましては、国債などの金利が低下し、また、高い利率の国債が満期を迎えており、厳しい運用環境となっております。今後、安全な運用で年利1%をどこまで維持していくことができるかが課題であり、現在の状況では、共済貯金の利率の引上げは難しいところですが、今後の積立金の状況、将来の運用回り、貯金経理の収支などを考慮しながら検討したいと思います。

また、共済組合は、預金保険制度でいう金融機関に該当しませんので、共済組合と共済貯金利用者との間には、ペイオフ制度（1銀行につき元本1,000万円とその利息が保護される制度）は適用されません。このため、リスクを最小限に抑えるため、「資金の管

理及び運用に関する基準」を設け、取引金融機関が3期連続経常赤字を計上していないか、又、格付けは基準以上であるかなど、随時運営状況について確認をしています。

共済貯金の運用資産の構成割合ですが、平成26年3月末現在で定期預金などの預金が190億円で総資産557億円の34%、有価証券が363億円で総資産の65%、その他は物資経理への貸付金4億円で総資産の1%、となっており安全性の高い金融商品での運用となっています。また、株式での運用はできない規定になっていきます。有価証券については、国債、地方債、政府保証債、社債などでの運用を行っていません。

なお、万一に備えての欠損金補てん積立金（貯金額の5%）を満額積み立てており、積立金を含めて平成26年3月末では45億円の積み立てをしているという状況です。

今後におきましても、共済貯金のご利用をお願いします。

Q 現在、払戻しについて週1回となっているが、「この回数を増やすことはできるか。」

A 共済貯金の払戻しは、ほとんどの他県の市町村職員共済組合が月1回又は月2回の払戻しになっていますが、当組合ではご利用に当たっての利便性と事務処理を勘案して月4回から6回組合員名義の口座へ払戻しをしています。

毎週の払戻しのスケジュールについて説明させていただきますと、払戻請求書の受付締切り(火)↓払戻データ入力後、決済↓払戻データ銀行渡し(送金の3営業日前(水)↓送金口座等のエラー修正↓銀行から組合員名義の口座へ送金(金)となります。

現在のスケジュールからしますと、これ以上の払戻しの回数を増やすことは、難しい状況です。ご理解をお願いします。

なお、共済貯金の払戻し及び解約に係る送金予定日は、月末・月初、年初め、休業日の多い週等は、業務の都合により、金曜日送金にならない場合もありますので、共済組合ホームページに掲載している「共済貯金払戻スケジュール」をご参照願います。

また、共済貯金の入金については、定例貯金(給料、期末勤勉手当(賞与)からの控除)と任意に貯金加入者が払込金融機関から

「臨時増額貯金払込通知書」により直接払い込む臨時増額貯金があります。臨時増額貯金は、いつでも入金することができますので、ご利用いただければと思います。

Q 共済貯金の手書き通帳の再交付はあるのか。(新規に加入した時に1冊もらったことがある。)

A 手書き通帳(貯金控帳)の再交付につきましては、連絡いただきましたらお送りしますので、お申し出ください。

Q 払戻し手続きについて、簡素化できないか。

A 貯金事業は、全国市町村職員共済組合連合会の基幹システムを構成組合が利用することで必要経費を抑えて、より有利な利息をご提供し、組合員の皆さまの生活設計に寄与することが目的であり、新たなシステム導入費用や保守管理費用などのことを考慮に入れますと高い貯金利率をご提供できなくなるかと思えます。

現在、銀行の定期預金の利率は一年定期で0・025%、共済貯金はその一年定期の40倍の高利率となっています。

共済貯金の払戻し、解約をされ

る場合、「共済貯金払戻(解約)請求書」に必要事項を記入し登録印鑑(お届印)を押印のうえ、所属所を經由して提出していただいています。この払戻(解約)の際における届出印鑑の照合については、本人であることを確認する唯一の手段であり、総務省からも指導されているところです。

今後、払戻し手続きの簡素化については検討してまいります。払戻(解約)の際、「共済貯金払戻(解約)請求書」に押印した登録印鑑、振込先口座誤り等のため、希望日に払戻しが受けられないことがありますので、誤りがないか確認のうえご提出いただきますようご協力をお願いします。

### その他

Q 眼鏡(コンタクト)購入に係る助成を復活して欲しい。

A 眼鏡(コンタクト)助成は、互助会の事業として実施していたものです。事業を廃止した理由は、公務員の眼鏡助成制度について、公務員厚遇のマスコミ報道などがあり、住民に対して説明のつかない給付であるとの考えから、各地方自治体が廃止しましたので、互助会においても同様の立場か

ら事業を廃止した経緯があります。このようなことから、互助会や共済組合で眼鏡助成を復活させることは難しいと考えています。

Q 退職者の旅行、特に海外の料金については、民間で発売している旅行商品に比べて著しく高額である。手法等を含めて見直しを検討していただきたい。

A 互助会がご案内する研修事業については、ホテルのランク、セキユリテイの確保、研修(観光)も日程に組み込んでいますし、食事の費用も含まれています。料金の比較につきましては、ご理解をいただければと思います。ご参加の皆様からは満足しているとの感想・好評をいただいています。